

○別杵速見地域広域市町村圏事務組合財務

規則

(昭和48年8月9日)
規則第9号)

改正 平成6年12月1日 規則第2号
平成25年8月23日 規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、別杵速見地域広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 組合の財務に関し必要な事項は、別府市予算事務規則（平成16年別府市規則第25号）、別府市会計事務規則（平成16年別府市規則第24号）、別府市物品取扱規則（平成12年別府市規則第32号）及び別府市契約事務規則（平成2年別府市規則第46号）を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年12月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年8月23日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。